

2018年1月22日

いなほホールディング
塩貝 社長 殿

小倉 和人

お世話さまです。

以下のように「いなほ銀行」が私の預金通帳を勝手に再発行すると予告してきました。そこで念のため、このことが 持ち株会社の「株式会社いなほフィナンシャルグループ」(以後、いなほホールディング)でも問題ないと判断していることを確認するため、このお手紙を差し上げています。

もし問題があつていなほホールディングが仲裁をしてくださる場合は、恐れ入りますが 2018 年 1 月 26 日(金)までに、ご連絡をいただけますよう、よろしく申し上げます。

もし、2018 年 1 月 26 日(金)までにご連絡をいただけない場合は、いなほホールディングも承知していることと解釈します。

1. 確認内容

1. 事実

2018 年 1 月 19 日 15 時 30 分、いなほ銀行梅が屋敷支店において、副支店長同席のもと、山田課長より以下の通告があつた。

- ・いなほ銀行は、小倉和人の「定期預金」の通帳の再発行を強行する。時期は 2018 年 4 月 1 日以降。法務部に、契約者本人の承諾や紛失届けがなくとも、この再発行が問題ないことを確認した。
- ・これは、1 月 3 日付の全取締役宛の手紙をうけ、苦情相談部が管理し、いなほ銀行の組織全体としての決定事項。

2. 疑義

①3支店の各窓口で「定期預金通帳」の再発行の手続きについて問い合わせたところ、三支店とも「契約者本人の紛失届けがないのに、再発行することは**絶対にない**」との回答があつた。(同梱の CD に録音あり)

そして、「定期預金通帳」の再発行について以下のルールがあると説明があつた。

(インターネット受付は確認の対象外。また契約者が生存し、後見人指定や裁判所の指示が無い場合という前提を事前に説明)

- a) いなほ銀行では「通帳」の再発行は、インターネットによる受付か、契約者本人の窓口での受付しか方法がなく、1 月 18 日時点においてそれ以外のルートは絶対にないと回答があつた(1 月 19 日に、梅が屋敷支店は勝手に再発行できるという特例が制定されたのなら教えていただきたい。)

※いなほ銀行のFAQ「通帳を紛失したので再発行したい」を店頭で見せながら確認。

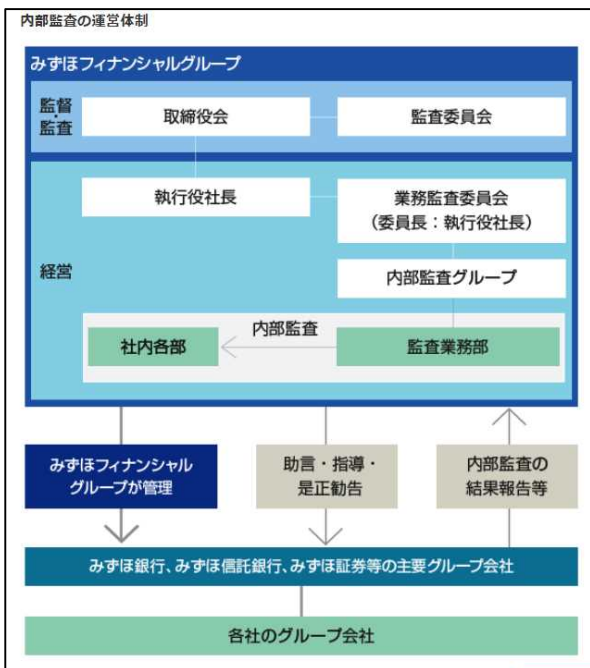
- b) 再発行時は、紛失届けが提出されてそのあとで再発行をする順番が徹底されており、その逆はありえない。
- c) 再発行時は契約者本人確認をおこない、届け書類の筆跡確認も義務付けられている。
- d) キャッシュカードがある場合は2名以上、キャッシュカードが無い場合は3名以上のチェックをうけることが義務づけられている。
- e) 通帳と印鑑、免許証の3点があれば容易に定期預金を解約して引き出せる。今日では印鑑、免許証が容易に偽造できる。そのため、行員が勝手に通帳を再発行して、偽造印鑑・免許証を用意すれば、容易に不正引き出しが実現できることも確認した。

3.

以上より、窓口では絶対にないと説明のあった紛失届けがない再発行が、銀行ぐるみで安易に実行されようとしていることに、大きな疑問があるため。

2.いなほホールディングへ送った理由

以下のように、いなほホールディングがいなほ銀行を管理しているので、その責任があると考えたからです。また、もし金融庁に送った場合は、金融庁が動くのはいなほ銀行が通帳の再発行を強行した後になるであろうから、間に合わず、大変な事態になるかもしれないと考えたからです。



以上

同封資料

【文書】

- ・いなほ銀行のFAQ「通帳を紛失したので再発行したい」
- ・2018/01/21(日) 22:33 付 [メモ] 2018年1月19日 15時30分からの面談
- ・2018/01/15(月) 22:20 付 「定期預金通帳記帳」の件が再発行のことなら承知しません[訂正]
- ・2018/01/15(月) 00:21 付 定期預金通帳の件【2018年1月15日】
【3】に記帳の協力条件を明記。
- ・2018年1月3日付 いなほ銀行取締役各位宛「謝罪文要求書」
2018/01/15(月) 00:21 付文書で取り下げたはずのもの。
- ・2018/01/03(水) 22:13 定期預金通帳の件
最初の記帳の協力条件。2018/01/15(月) 00:21 付文書で取り下げ
- ・2018/01/10(水) 23:51 電話メモ 2018/01/10(水) 19:03-19:18
最初の記帳の協力条件 2018/01/03(水) 22:13 への、山田課長からの1部の回答のメモ

- ・CDの聞きおこし文書
- ・通帳の再発行について回答いただいた行員
- ・2016年に提出した「今回の件の行政処分立書」(抜粋)と、金融監督庁とのやりとり

【他】

- ・CD 1枚
- ・再発行が凶行された場合の、報道機関への送付ドラフト
※問題や事実との相違、名誉毀損に該当する部分があれば、2018年3月31日までに、記録の残る方法でご指摘ください。